

# 第48回衆議院議員総選挙 第24回最高裁判所裁判官国民審査

投票は私たちの貴重な権利が表現される大切な機会です。あなたの大事な一票を棄権しないで投票しましょう。



**投票日**

**10月22日(日)**

## ■ 選挙権を有する方

- **住所と年齢**  
平成29年7月9日以前に転入届出をした方で、平成11年10月23日以前に出生した方です。
- **転出者**  
新郷村から他の市町村に住所を異動した方で、異動先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、新郷村の選挙人名簿に登録されている方は、新郷村で投票できます。

## ■ 郵便等投票

身体障害者、戦傷病者又は要介護者の方で要件に該当する場合は、自宅で投票用紙に記載し、郵便等により投票用紙を送付する郵便等投票を行うことができます。郵便等投票を行う場合は選挙管理委員会の発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお投票用紙の請求は、選挙期日前4日(10月18日)までに不在者投票の交付の請求をしなければなりませんので、早めに請求してください。

## ■ 投票の方法

- **投票用紙**
  - ① 小選挙区選出議員選挙(投票しようとする青森県第2区の候補者の氏名を一人書いてください。)
  - ② 比例代表選出議員選挙(投票しようとする一政党等を書いてください。)
  - ③ 最高裁判所裁判官国民審査
    - やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
    - やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
    - 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
    - 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。なお、投票用紙を持ち帰ることは、法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に返してください。
- **投票の順序**
  - ① 最初に小選挙区選出議員選挙の投票用紙が交付されますので投票してください。
  - ② 次に、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙が同時に交付されますので、それぞれ投票してください。

## ■ 期日前投票

投票当日、仕事・用事・旅行・冠婚葬祭・病気・ケガ・出産等により投票できない時は、期日前投票ができます。

- **投票期間** 10月11日から10月21日まで
- **時間** 午前8時30分から午後8時まで
- **期日前投票所** 新郷村山村開発センター1階「中会議室」
- **対象となる投票**  
従来の不在者投票のうち名簿登録地の市町村選挙管理委員会で行う投票が対象となります。
- **投票できる人**  
選挙の当日、仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などで投票所に行けないと見込まれる人です。
- **投票の手続き**  
選挙当日の投票所における投票手続きとほぼ同じです。  
(なお、宣誓書※の提出を必要とします)  
※宣誓書は、期日前投票所に用意してあるほかに、入場券裏面に印刷されているもの及び村ホームページ(<http://www.vill.shingo.aomori.jp/>)からダウンロードしたものを使用できます。あらかじめ必要事項を記入してからおいでになりますと受付が早くすみす。

## ■ 不在者投票

名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホーム(不在者投票ができる施設として指定されているところに限り)などで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。不在者投票を行う場合は、早めに入所されている病院長又は施設長に請求してください。

## ■ 投票所入場券

入場券はすべての有権者に送付します。あらかじめ投票所を確認してください。入場券は投票当日持参願いますが、もしも紛失された場合でも本人であることが確認できれば投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

## 【インターネットを使った選挙運動】

- ① 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
  - ② 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- (注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。  
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。  
・未成年者等は選挙運動をすることができません。

※詳しくは総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

## ● 投票所及び投票時間 ●

第1投票所	新郷村山村開発センター	午前7時から 午後8時まで	第5投票所	北(川代) 老人福祉センター	午前7時から 午後8時まで	第9投票所	西越地区公民館	午前7時から 午後8時まで
第2投票所	第六分団(田中)屯所		第6投票所	田茂代地区公民館	午前7時から 午後7時まで	第10投票所	南(間明田) 老人福祉センター	午前7時から 午後7時まで
第3投票所	小坂地区公民館		第7投票所	第七分団(扇ノ沢)屯所	午前7時から 午後8時まで	第11投票所	住民憩いの家(横沢)	
第4投票所	西(上柝棚) 老人福祉センター		第8投票所	長崎集会所	午前7時から 午後7時まで	第12投票所	中崎生活文化センター	